

不当労働行為を真摯に受け止めているのか！ 「申」第32号『謝罪文』の手交について窓口折衝！

3月23日、本部は「申」第32号について幹事間で折衝を行いました。

3月16日、最高裁判所第三小法廷は、J R 東海が上告していた東京高等裁判所平成21年（行コ）第134号不当労働行為救済命令一部取消救済控訴事件（行政訴訟K・組合掲示物不当撤去による支配介入事件）を棄却する決定を下しました。この事件は、2003年4月10日、J R 東海労本部と大阪第二運輸所分会が大阪府労働委員会に「掲示物不当撤去と当時の山口分会長に対する処分が不当労働行為にあたる」として救済申立を行っていたものでした。

本部は、このことを受け3月18日、「申」第30号を申し入れ、速やかな中央労働委員会命令の履行を求めてきました。3月21日、この申し入れに対し幹事間による『謝罪文』の手交をめぐる協議を行いましたが見解の相違や対立点が発生しました。そこで、「申」第32号により申し入れを行っていたものです。

社長の出席を拒否！

1. 組合に対する『謝罪文』の手交は、代表取締役社長または経営権を持つ取締役が直接行うこと。

【回答】

命令を履行するため文書の手交を行うもので、会社の窓口が行う。

組合：不当労働行為を真摯に認めているのか。その上で、謝罪文を手交するのに代表取締役社長または経営権を持つ取締役が出てこないのは不満である。そのような会社の姿勢を確認する。

『謝罪文』の手交日は3月24日！

2. 『謝罪文』手交の日時、場所は、あらかじめ幹事間で協議し合意を得るよう努力すること。

【回答】

日時や場所は、3月24日、品川ビルで13時と提示しており、今協議をしてい

るところだ。

組合：時間を14時からとすること。

会社：了解した。

組合員の立ち会いを認める！

3. 『謝罪』の手交は、複数の関係者出席のもとで行うこと。

【回答】

文書を手交するだけであり必要とは考えないが、大勢ではなく2～3人であれば立ち会いを認める。

組合：では3名で対応する。

会社：了解した。

マスコミの出席を拒否！

4. 『謝罪文』の手交に際してマスコミの出席を認めること。

【回答】

マスコミの出席は不要であり認めない。

組合：不満である。その姿勢を確認する。

写真撮影を認める！

5. 『謝罪文』の手交に際して、ビデオ録画、写真撮影、音声録音等により記録することを認めること。

【回答】

ビデオ録画、写真撮影、音声録音は不要であり認めない。

組合：写真撮影だけならどうか。会社の手交者が写らなければ問題はないはずだ。

会社：では、その条件で認めることにする。

組合：社長が手交しないことに不満は残るが、そのことにより手交を拒否するわけにはいかないなのでこれで整理をする。改めて会社の姿勢を確認する。

以 上